

令和5年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託 仕様書

1 業務名

令和5年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託

2 業務の目的

江戸と越後・佐渡を結ぶ「金の道」は、江戸時代以降、主要街道として整備が進み、その沿線には宿場町が形成された。多くの人々が往来したその宿場町には、今もなお、まちづくりの礎となる地域資源が数多く残されている。ついては、「佐渡島（さど）の金山」の世界文化遺産登録活動を契機に、関連地域が一体となり、「金の道」とその周辺地域の文化資源・魅力を再発掘し、連携して情報発信に取り組むため、「金の道」の活動を関連地域に展開する。

3 実施期間

業務委託契約締結の日から令和6年3月15日まで

4 委託金額上限額

9,415千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

(1) 「金の道」プロモーション事業

1) 「金の道」のメディア及びSNSを活用した情報発信

- ・佐渡にゆかりのある方等が、「金の道」・世界文化遺産登録を目指す「佐渡島（さど）の金山」をキーワードに、「金の道」沿線の各宿場地域の文化資源や魅力を紹介する。
- ・「金の道」沿線の地域（新潟県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都）のターゲット市場を対象に、効果的な手法で情報発信（3回程度）を行うこと。
- ・Web媒体による情報発信にあたっては、佐渡市公式Youtubeで配信するほか、より効果的な情報発信の提案を行うこと。
- ・必要に応じて映像素材を撮影すること。なお、本業務の目的に合致する映像を既に所有している場合には、それを活用することも可とする。なお、撮影場所や撮影時期等については受託者からの企画提案するものとするが、撮影（ドローンによる空撮を含む）許可の交渉は、主として受託者が行うものとする。

(2) 「金の道」交流人口拡大事業

1) 「金の道」PRイベントの開催

- ・イベントの開催時期については令和5年9～12月の土日・祝日に3回以上開催する。
- ・開催会場については、[①新潟県出雲崎町、②長野県千曲市③群馬県高崎市、④東京都内]を候補会場とする。なお、実施に向けた自治体間の調整については、発注者が行うものとする。
- ・イベント企画にあたっては、地域の自治体催事とのコラボ企画とし、催事会場での「金の道」ブース出展等のPR活動を行うこと。
- ・東京都内開催については、「東京交通会館（〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 TEL03-5962-9948）」を会場にフォーラム形式での開催とし、以下の業務は受託者が行うものとする。なお、実施にあたっては、内容についてあらかじめ、発注者の確認を受けた上で実施すること。

① プログラムの企画立案

- ② 東京交通会館の使用料については、以下の経費を見込むこと。なお、使用料金額については、最新の情報で見込むこと。

※施設の空き状況の確認や仮予約等の手続きはしていません。契約後の利用申込みとなります。

《目安の使用料》

会場名	時間帯	広さ	定員	使用料（税込み）
1F/サンプリングエリア 《物販会場》	9:00～18:00	約 42 m ²		93,500 円（土日祝）
12F/第一会議室A 《フォーラム会場》	9:00～12:00 13:00～17:00	251 m ²	150 名	66,000 円 88,000 円
B2F/第二会議室A 《控室》	9:00～12:00 13:00～17:00	61 m ²	20 名	19,800 円 22,000 円
B2F/第二会議室C 《控室》	9:00～12:00 13:00～17:00	17 m ²	6 名	6,600 円 7,700 円
合 計				303,600 円

- ③ 発注者が指定する講師や出演者・司会との連絡調整、当日のアテンド、時間管理を行う。
なお、講師謝金については発注者が負担するものとし、出演者・司会者については、受託者において選定のうえ、出演経費（旅費を含む）については、受託者が受託金額の範囲内で調整し、支払うこと。
 - ④ 会場管理者との連絡調整、会場設営（看板等装飾、音響・照明、映像等）、撤去及び会場附属設備等使用料の支払いを行うこと。
 - ⑤ 参加者の募集・広報
 - ⑥ 当日の進行管理
 - ⑦ 会場ロビー展示業務。PRに当たっての展示物は、発注者において用意する。受託者はその展示物を効果的に活用し、来場者にわかりやすく、興味・関心をひくよう、発注者と調整の上、PRを行うこと。
 - ⑧ 佐渡産品の物販ブースの企画調整、ブースの飾りつけ、イベント什器の手配・運搬、店舗との連絡調整
 - ⑨ 参加者、出演者及び施設等の安全管理
 - ⑩ 当日の配付資料（アンケートを含む）の作成・印刷は発注者が行う。
 - ⑪ その他ワークショップの企画・開催に必要な業務
- ・イベントの告知は、県内外「金の道」沿線宿場地域を中心に効果的な媒体で行うこと。
 - ・保健所や消防署への届出など、イベント開催に伴い必要となる関係手続きを行うこと。

2) 「御金荷の道」ウォークイベントの開催

- ・上記PRイベントの開催に合わせて、各箇所4～10km程度、地域の一般参加を募り、当時の衣装を着て、各地域の「金の道」をウォークするイベントを開催する。なお、衣装については、発注者で準備する。
- ・参加者は各箇所100人程度を目標とする。
- ・佐渡市内で毎年開催している「御金荷の道ウォークイベント～相川から小木へ～」と連動したイベントとする。*令和5年度は秋頃開催予定
- ・イベント実施後に、イベント開催日の様子を佐渡市公式Youtube等で配信すること。
- ・イベント参加者から参加費を徴収する場合、イベント参加者が負担すべき実費は委託費に含まない。
- ・ウォークにあたっての集団行進及び集団示威運動等に係る許認可の手続きについては、受託者側が行うものとする。
- ・イベントの運営、進行、管理等に必要な人員を配置し、来場者の案内誘導、事故や怪我等のトラブルへの対応等、安全対策については、受託者が責任を持って行うこと。
- ・イベント保険の加入と保険料の支払いは受託者が行うこと。

(3) 「金の道」情報発信・周遊促進事業

1) 『金の道「御金印」巡り（仮称）』の立案・実施

- ・「金の道」沿線周辺地域への周遊を促進するため、訴求効果の高いテーマを設定し、テーマに合った観光スポットを周遊するスタンプラリーを実施する。
- ・周遊地点の設定にあたっては、『日本銀行金融研究所「貨幣博物館」』等、既に記念スタンプがあり、活用できる地点を選定することとし、「金の道」沿線地域（新潟県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都）から18箇所程度を選定する。なお、記念スタンプが入手できる地点の設定にあたっては、本事業及び広報に協力が可能な施設とし、地点選定先の交渉等の一切の手続きは受託者が行うこととする。
- ・「御金印帳」を製作する場合、必要経費については、受託者の負担とすること。
- ・実施期間については、10月～3月を目途に開催すること。
- ・スタンプラリーへの参加に必要な「御金印帳」の配付・配架については、発注者が「金の道」沿線関連自治体へ依頼する。
- ・スタンプラリーの記念品については、発注者・受注者協議の上決定することとし、記念品の経費については、発注者が負担するものとする。
- ・広報ツールについては、ニュースメディアやSNS等の媒体を活用した情報発信を積極的に行うこと。

(4) 効果測定

- 1) (1)～(3)事業項目について業務の有効性を図る指標を設定し、目標値を示すこと。
- 2) 指標の測定方法及び測定時期を具体的に示すこと。

(5) 独自性のある業務

上記(1)～(4)の業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

6 業務の実施

- 1) 業務の実施にあたっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。
- 2) 業務の実施にあたっては、「離島活性化交付金交付要綱」の内容を理解し、提案・業務を進めること。

7 成果品及び成果報告

本業務の開催報告書を作成し、受託者に提出すること（任意様式）。なお、事業効果については、可能な限り定量的なデータを取り、成果、KPIの状況、課題、提言等を整理して報告すること。なお、電子データ（PDFファイル）も併せて納入すること。

(1) 成果品

- 1) 事業報告書1部（電子データ含む）
- 2) 佐渡市公式YouTubeに掲載できるデータ一式
- 3) 成果品の納品期限は令和6年3月15日とする。

8 委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

9 知的財産権の帰属等

制作した動画に関する全ての著作権（上映権、頒布権及び二次利用権等を含むがこれに限らない。）は、委託者に帰属する。そのため、制作した動画は、委託者の裁量により、委託者が主催・共催・後援する業務その他において、自由にかつ期限なく使用することができる。

10 その他

- (1) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (2) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、受託者の指示に従うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、国や開催自治体で発表する最新のイベント開催基準等や、業種別ガイドラインにおける感染防止対策等を徹底すること。
- (4) 本仕様書の定めがない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。